

メールマガジン No.43 - 09.9.29

NPO KEEP LEFT メールマガジン NO.43

読者の皆様、毎々の購読有難うございます。

会員の皆様への、会員更新手続きと団体自転車総合保険加入に関するお知らせです。

【会員更新手続き】

会員の更新フォーム送付並びに会費のご入金を頂きまして誠に有難うございます。

会員更新手続きを完了致しました。

後日、新しい会員証と領収書（必要な方のみ）、資料等を送付させていただきます。

また、連絡等にて会員継続の意思確認を頂いております方々の会員更新手続きも随時行っております。

年会費の振込よろしくお願い致します。

【NPO KEEP LEFT 団体自転車総合保険】

本日（9月29日）までに、新規入会手続き完了済み及び会員の継続及び継続確認済みの皆様の、当NPO法人が加入している団体自転車総合保険への加入手続きをしております。予定では、10月1日に会員名簿確認後契約成立となります。本年（2009年）10月1日（午後から）～翌年（2010年）10月1日（午前まで）の適応となりますので、よろしく安全運転お願いいたします。

尚、新規入会手続き、会員継続手続き及び団体自転車総合保険の加入手続きにおける個人情報の取扱いに関しましては、最大限の注意をはらっております。

以下が、NPO KEEP LEFT 団体自転車総合保険の引き受け会社（株式会社損保ジャパン）の個人情報の取扱いに関する事項です。

当社は、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等当

社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うために利用するほか、下記①から④ま

で、その他業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

①当社が、上記業務のために、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払い

に関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。

②当社が、保険制度の健全な運営のために、（社）日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、

等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。

③当社が、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、再保険会社等に提供を行うこと（再保

険会社等から他

の再保険会社等への提供を含む。)があること。

④当社が、グループ企業や提携先企業に提供を行い、当該企業がその取り扱う商品等の案内または提供を行うこと

があること。

なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により限定された目的以

外の目的に利用しません。

当社の個人情報保護宣言、当社のグループ企業や提携先企業、等については当社のホームページ

[（http://www.sompo-japan.co.jp）](http://www.sompo-japan.co.jp) をご覧くださいるか、下記の窓口までお問い合わせ願います。

お問い合わせ窓口： 株式会社損害保険ジャパン お客様フリーダイヤル

電話番号 0120-888-089

受付時間 月～金 9:00～20:00 土・日・祝日 9:00～17:00（12月31日

～1月3日は休業）

「安全、安心、快適な自転車利用」

特定非営利活動法人 NPO KEEP LEFT

理事長 佐原 純一郎

メールマガジン No.44 - 09.9.30

NPO KEEP LEFT メールマガジン NO.44

読者の皆様、毎々の購読有難うございます。

会員の皆様への、特定非営利活動法人 NPO KEEP LEFT 第2回総会開催に関するお知らせと、

自転車&自転車関連グッズ即売会のご案内です。

【第2回総会のご案内】

1. 日 時：2009年10月10日（土） 15時00分から15時30分までの予定です

2. 場 所：大阪府守口市大門町5番10号 NPO KEEP LEFT サロン（株式会社富士商会本社1階）

3. 議 案

第1号議案 決算報告書承認の件

第2号議案 第三期予算案承認の件

第3号議案 議事録署名人の選任の件

以上です。

*正会員の方には、別途ご案内と委任状等をお送り致しますので、よろしくお願い致します。

総会終了、役員及び正会員解散後、NPO KEEP LEFT サロンを解放して、オープン参加の自転車及び自転車関連グッズ即売会を行います。

15時30分よりの予定です、ボランティア会員、賛助会員、非会員の方々は、お気兼ねなくご参加下さい。

【自転車&自転車関連グッズ即売会】

品目：NPO KEEP LEFT オリジナル ロゴ入りジャージ（パールイズミ社製 半袖）*故 沢村 昌慶 氏 デザインのロゴ入り

クラシックサイクルジャージ（一部中古も含まれます）約50枚

ちょい乗り折りたたみ自転車 BD-Frog（中古 走行100Km未満 色：フロッググリーン）

その他、中古クラシックロードバイク、サドル、各部品、掘り出し物色々です。

目玉品：1. MOTOROLA レプリカチームジャージ（あのランス アームストロングが若い頃に所属していた時のチームジャージです。

Giordana 社イタリア製 新品 サイズ：L 半袖上下セット パンツは黒色 MOTOROLA ロゴ入り）

2. EDDY MERCKX 長袖ジャージ（新品 イタリア製 サイズ：L）

3. agu sport 社製 冬用長袖ウインドブレーカー（新品 イタリア製 サイズ：L）

4. Cinelli SUPER CORSA 完成車 中古（サイズ：510 色：レーザーブルー）詳細

は現物をご覧下さい。

（会員の方からの預かり品

です）

5. CASTELLI 社製 クラシックジャージ

マイヨ・ヴェール (maillot vert) PAINI レプリカ (新品 イタリア製 サイズ:L 半袖)

6. CASTELLI 社製 クラシックジャージ

マイヨ・ジョーヌ (maillot jaune) BANANIA レプリカ (新品 イタリア製 サイズ:L 半袖)

* 今回の即売会の売上金は、会員の方からの預かり品分を除き、すべて NPO KEEP LEFT の運営費に充当させていただきます。

* 自転車関連のアイテムをお取扱いの方々をお願い申し上げます。

販促活動、モニターの一環として、上記即売会への商品の無償提供をお願いいたします。ご協力を頂いた企業様及び商品に関しては、

当 NPO 法人発行のメールマガジンにて取り上げさせていただきます。

(協力して頂く場合は、事務局まで連絡下さい。) jimukyoku@npokeepleft.com

即売会終了後、場所を移しご希望の方々に懇親会を行います。

【懇親会】

時間：午後 5 時～ の予定

場所：「新福菜館 守口店」 2 階 大阪府守口市京阪本通 1-2-12 電話 06-6991-1755

京阪本線土居駅から北西へ徒歩 3～5 分 もしくは、地下鉄谷町線・太子橋今市駅から道路沿いに京都方面へ徒歩 2～3 分

会費：お一人様 2 千円 (ビール、美味しいチャーシュー、餃子、焼き飯、そしてもちろんラーメン、ゆでたまごはお一人 1 個サービス)

* 予算に達した時に中締め致します。それ以降の飲食に関しては、各自でお支払い下さい。

総会は、役員と正会員が対象となりますが、【自転車&自転車グッズ即売会】【懇親会】は、オープン参加ですので、ボランティア会員&賛助会員の皆様、非会員の皆様お誘い合わせの上、ご参加下さい。

尚、事前の準備がありますので、懇親会ご参加の皆様は、その旨を当事務局まで連絡をお願いいたします。

皆様、よろしくお願い致します。

● 前号のメールマガジン【43】を、佐原の個人アドレスより発信してしまいました。ご迷惑、混乱を招いた事、平にご容赦をお願い致します。今後、この様な事を起こさないように注意致します。自転車のお陰にて、体は健康ですが、寄る歳にて物忘れや単純ミスが増えてきました、ご容赦を・・・

「安全、安心、快適な自転車利用」

特定非営利活動法人 NPO KEEP LEFT

理事長 佐原 純一郎

*** メールマガジン No.45 - 09.10.5 ***

*** NPO KEEP LEFT メールマガジン NO.45 ***

読者の皆様、毎々の購読有難うございます。

この号は、自転車総合保険の重要性に関してです。

【自転車総合保険の重要性】

当法人の賛助会員さんと、こんな話をしていました。

賛助会員さん：「新入会員さんの数が増えませんか・・・」

理事長：「皆さん、自転車の安心・安全には興味ないのかなあ・・・。 会員になれば団体自転車総合保険に加入となるのに・・・」

賛助会員さん：「自転車に関する保険には興味を示す方もおられますが、保険料（ボランティア会員年会費 5000 円）を伝えると、皆さん・・・ちゅうちょされますねえ・・・」

理事長：「やはり、5000 円の出費は、懐が痛いのかなあ・・・」「自分の為の年間 5000 円なのに・・・」

電話を切ってから、考えてみました。

何故、我々の団体自転車総合保険に入って（NPO KEEP LEFT に入会して）くれないのか？

- 1.お金がない？ しかし、皆さん立派な自転車にお乗りなのに・・・
- 2.NPO KEEP LEFT ??? 聞いた事が無い 訳の分からない組織などは信用出来ない
- 3.入会の手続きが面倒くさい
- 4.被害者になった事しか考えない＝加害者になる事など想定外
- 5.自分の自転車が事故で壊れた時の事ばかり気にしている
- 6.実際に事故を起こしてから（加害者になってから）気が付く・・・それでは遅い！
- 7.自転車で起こす事故などしれたもので、謝れば済むと考えている
- 8.事故の相手は、大概が自動車や単車。交通弱者の自転車であれば過失は相手側と思っている
- 9.自転車が起こす事故で、多額（数千万～8千万円）の損害賠償命令が下されている事などまったく知らない
- 10.現在加入している保険ですべてカバーされると信じている（*保険契約書の約款を再度チェックしてみてください。）

2.に関しては、皆さんに信頼して頂ける NPO 法人である事を知って頂ける様に、努力致します。

*当法人の信用度に関し：

当法人は、WEB(ホームページ)上で役員(理事、監事)の氏名及び当法人の詳細を公表しておりません。これは、個人情報管理の一環としてあえて公表しておりませんが、NPO 法人の信用度向上の見地から改善すべきとの意見もあり、第二回総会にて役員(理事、監事)の氏名及び当法人の詳細の公表に関して討議する予定です。会員の皆さんの個人情報の管理に関しては、最大限の注意を払っております。会員名簿はすべて暗号化し、スタンドアローンのPCハードに保管し、監督官庁(正会員10名の名簿提出義務あり)以外の会員名簿の公開は原則禁止しております。

3.に関しては、面倒くさが入会申込書に必要事項を書き込んで下さい。自分の為の入会です。これは1.に関しても同じです、自分の為の5千円です。自らの安全、安心、快適な自転車利用の為、そして社会的責任を果たす為の年間5千円です。これも、お一人お一人にご説明する努力を今後とも致します。

結局は、皆さんあまり気にしていないもしくは現実をご存知でない状態なのでしよう。

自転車に乗っているのですから、無関心では済まされません。

それならば、皆さんに、多発する自転車の事故や損害賠償に特化した自転車総合保険の重要性を知らせて、理解してもらえないかな!

- 今の交通事情で多発する 自転車と自転車 自転車と人 自転車と犬(リードの先には飼い主)の事故の多さ。
- 自転車で事故を起こした結果、莫大な損害賠償命令を下された多くの事例。
- 交通事故での過失相殺の決め方が法令無視側にきびしくなっている現実。
- 自転車と人では、圧倒的に自転車が交通強者。相手に重大な損害を与えた場合には民事訴訟で損害賠償を求められる事実。
- 既存の保険の落とし穴。

これらを十分ご承知の読者の皆様に、上記に関する詳しい事をメールマガジンで取り上げ、お目をわずらわす事は致しません。

パソコンを立ち上げ、検索エンジンに「自転車事故 過失割合 損害賠償 保険」と打ち込めば、関連のニュースがわんさか現れます。

ご参考までに一例を下に *随分古いものですが・・・

ご興味の有る方は読んでみて下さい↓。

「安全、安心、快適な自転車利用」

特定非営利活動法人 NPO KEEP LEFT

理事長 佐原 純一郎

<http://www.npokepleft.com>

ご参考に

* (財)交通安全教育普及協会の機関誌から

はじめに

自転車は、交通安全対策上、歩行者とともに「交通弱者」として位置付けられ保護されてきた。しかし、最近では自転車利用者が交通事故の第一当事者（主たる原因者）になったり、交通事故に係る損害賠償請求裁判において自転車利用者の過失（不注意）を捉えて過失相殺（事故の損害を、加害者と被害者が公平に分担するために、被害者にも過失がある場合、加害者の損害賠償額を被害者の過失に応じて減額すること。）している判決が多くみられる。また、裁判にはならないが自動車保険の支払いの際に過失相殺が行われている例が多い。

そこで、自転車の関与する交通事故について民事裁判における判決を中心に、自転車利用者の安全対策上のポイント等を考えることとした。

1 最近の自転車事故の特徴

自転車の関係する人身交通事故は、平成12年中26,680件（対前年比19.4%増）、死者984人（4.7%減）、負傷者175,179（12.2%増）人であり、平成4年以降減少傾向にあった発生件数は前年比で大幅に増加した。

昨年の自転車事故の特徴としては

- 自転車による死者数の6割以上が65歳以上の高齢者であり、特に75歳以上の年齢層が自転車による死亡事故の約3割を占める。
- 自転車による事故が最も多い年齢層は15歳以下である。
- 交差点内の事故が自転車事故全体の66.8%を占めており、特に信号機のない交差点での事故が過半数を占めている。
- 事故の形態では出会い頭事故が約54%
- 自転車側の法令違反別では、一時不停止が多く（約24%）、次いで信号無視、運転操作不適等となっている。

2 交通事故における自転車利用者の責任

自転車利用者に交通事故の原因(不注意)がある場合などには、次のような刑事及び民事上の責任が問われることになる。

(1) 刑事責任

自動車と自転車の交通事故において、自転車利用者が死傷した場合、自動車運転者は一般的に刑法第211条前段「業務上過失致死傷罪」が適用されることになる。また、自転車同士や自転車と歩行者の事故により歩行者等を死傷させた場合で、自転車利用者に過失（不注意）がある時には、自転車利用者は刑法第211条後段「重過失傷害罪」等が適用されることがある。いずれも罰則は、5年以下の懲役若しくは禁固又は50万円以下の罰金である。

(2) 民事責任

交通事故により人を死傷させた場合には、民法第719条の「不法行為責任」として、治療代や休業補償、遺族補償、慰謝料などの損害賠償の責めを負うことになる。

また、民事訴訟法第722条は「被害者に過失があるときは、裁判所は損害賠償の額を定めるにあたりこれを考慮することができる。」と規定しており、それぞれの当事者に過失（交通事故発生の誘因・不注意）があるとその過失の割合に応じて損害額が相殺されることになる。

車と自転車の事故で自転車利用者が死傷した場合でも、自転車利用者に過失(不注意)がある場合、その過失(不注意)の度合いに応じて過失相殺され、損害賠償額が減額されることになる。もちろん自転車対歩行者の場合、自転車利用者に過失責任があれば、相手方の損害を賠償しなければならないことは言うまでもない。

3 自転車の関係する事故での過失相殺

民事裁判における主な過失相殺の例を以下に示すとともに、自転車利用者に対する事故防止上のポイントを上げてみた。なお、参考図は判例にかかる事故の内容を示すものではない。

(1) 信号機のある交差点で自転車が信号無視

(図1参照)

① 平3. 2. 28大阪地判

交通整理の行われている見とおしの良い交差点での加害車(普通貨物自動車)と被害者搭乗の自転車との出会い頭の衝突事故につき、加害運転者には酒気帯び運転及び前方不注意のまま交差点内に進行した過失を認める一方、通行量の少ない早朝に幹線道路を赤信号を無視して横断した被害者(男・57歳)にも過失があったとして70%の過失相殺を認め(被害者の過失分として70%減額)た。

② 平5. 1. 28大阪地判

加害車(普通乗用自動車)と被害者搭乗の自転車との衝突事故につき、赤信号を無視して交差点に進入した被害者(男・28歳)に85%の過失相殺を認め(被害者の過失分として85%減額)た。

【自転車事故防止上のポイント】

- ・ 自転車も信号を必ず守ること。
- ・ 青信号でも左右の安全を確認すること。
- ・ 自転車横断帯のあるところでは、自転車横断帯を通行すること。
- ・ 横断歩道は自転車を押して横断すること。

[図\(1\)です。クリックして拡大してご覧ください](#)

(2) みとおしの悪い交差点での出会い頭(図2参照)

① 平11. 7. 29大阪地裁

信号機のないみとおしの悪い交差点で加害車両(普通貨物自動車)と被害者搭乗の自転車との衝突事故につき、双方の動静不注意、安全確認を怠ったものであるとして、自転車側にも30%の過失相殺を認め(被害者の過失分として30%減額)た。

② 平2. 2. 7高知地判

交通整理の行われていない見とおしの悪い交差点での加害車(軽四貨物自動車)と被害者(自転車)の事故につき、加害車の運転者には減速しなかつた過失を認めたが、被害者にも交差道路が自己の進行する道路より明らかに広いので、これを通行する車両の進行を妨げてはならないのに、片手に傘をさしたまま安全を確認をせず、交差点に飛び出した過失があるとして、被害者(女・10歳)に60%の過失相殺を認め(被害者の過失分として60%減額)た。

【自転車事故防止上のポイント】

- ・ みとおしの悪い交差点では自転車も一時停止又は徐行して左右の安全を確認すること。
- ・ 傘さし運転はしないこと。

[図\(2\)です。クリックして拡大してご覧ください](#)

(3) 自転車の一時不停止（図3参照）

○ 平3. 3. 26名古屋地判

交通整理の行われていない見とおしの悪い交差点での加害車（普通乗用自動車）と被害者（自転車）との出会い頭の衝突事故につき、加害車の運転者に、前方を注視し、交差道路の安全を確認して進行すべき注意義務を怠った過失を認める一方、一時停止をせず、加害車が進行してくる左方を注意しないまま漫然交差点に進入した被害者（男・高校生）に50%の過失相殺を認め（被害者の過失分として50%減額）た。

【自転車事故防止上のポイント】

- ・ 一時停止標識のあるところでは必ず一旦停止して安全を確認すること。
- ・ 標識がなくても、みとおしの悪い交差点では一旦停止するか徐行して左右の安全を確認すること。

(4) 自動車の一時不停止

○ 平5. 4. 22大分地判

ともに一方通行路を進行中の交通整理の行われていないみとおしの良い交差点において、停止線で一時停止することなく進入した加害車（普通乗用自動車）と被害者搭乗の自転車との出会い頭の衝突事故につき、見通しの良い左方を注視することなく漫然と交差点に進入した被害者（女・年齢不明・主婦兼事務員）に、10%の過失相殺を認め（被害者の過失分として10%減額）た。

[図\(3\) です。クリックして拡大してご覧ください](#)

(5) 左折自動車と直進自転車の事故（図4参照）

○ 平8. 7. 18大阪地判

交通整理の行われている交差点で、横断歩道を青信号で進行中、同じく青信号で左折しようとした対向自動車の衝突した事故で、自動車が横断歩道直前で安全確認及び徐行ないし一時停止をしなかった一方的な過失であるとして、被害者（女・31歳）に過失相殺を認めなかった（減額なし）。

* ただし、日弁連の「交通事故損害額査定基準」では、自転車側に対向車や左右の安全確認を怠った場合には10%の過失相殺を認めている例もある。

【自転車事故防止上のポイント】

- ・ 交差点では青信号であっても、左折や右折してくる車両があるので、左右の安全を確認すること。
- ・ 横断歩道は自転車を押し渡ること。
- ・ 自転車横断帯のあるところでは、自転車横断帯を通行すること。

[図\(4\) です。クリックして拡大してご覧ください](#)

(5) 進路変更した自転車と自動車の事故（図6参照）

① 平10. 1. 27大阪地判

違法駐車中の車両を避けるため、右側方向に進路を変え、膨らんで進行した自転車に、後続の自動車が衝突した事故で、自動車側に自転車の動静を十分に注意しなかった過失があるが、自転車にも進路変

更する際右後方の安全を確認すべきであるとして、被害者（女・45歳）に20%の過失相殺を認め（被害者の過失分として20%減額）た。

② 平10. 4. 17大阪地判

道路左端を同一方向に進行していた自転車が急に進路を右、道路中央方向に変更し、後続の加害者（普通乗用乗用車）が衝突した事故につき、加害車運転者には自転車の動静に十分注意し、適宜減速すべき注意義務があるがこれを怠り制限速度を40キロメートル超過する速度で走行した過失があるが、自転車搭乗者の被害者にも車道上を道路中央に進路変更した過失があるとして、被害者（男・58歳）に20%の過失相殺を認め（被害者の過失分として20%減額）た。

【自転車事故防止上のポイント】

- ・ 進路変更するときはあらかじめ後続車両の有無を確認すること。
- ・ 道路を横断するときは横断歩道や自転車横断帯を利用すること。

[図\(6\) です。クリックして拡大してご覧ください](#)

（*図5は省略）

(6) 自転車と歩行者の事故（図7参照）

自転車と歩行者との事故も最近多くなっている。その中から歩行者側の過失を相殺する判決があるので以下に示すこととする。

① 平8. 8. 27大阪地判

小雨の中、歩車道の区別のない道路において傘を前に傾けてさし、前方が見えない状態で片手でハンドルを持って無灯火で自転車搭乗中の加害者が、傘をさして歩行中の被害者（女・73歳）に接触して転倒させた事故につき、傘をさして通行していた歩行者にも通行車両の有無について一応の安全確認をすべきであったとして被害者にも10%の過失相殺を認め（被害者の過失分として10%減額）、約211万円の支払いを命じた。

② 平8. 10. 22大阪地判

前照灯の備え付けのないまま自転車（マウンテンバイク）の変速ギヤー操作に気をとられ前方注視を欠いて進行した加害者搭乗の自転車と、前方不注視により歩行中の被害者（男・71歳）の衝突事故につき、歩行者に15%の過失相殺を認めた（被害者の過失分として15%減額）。この事故では被害者に後遺障害が発生したため、自転車側に約2,581万円の支払いを命じた。

【自転車事故防止上のポイント】

- ・ 傘さし運転をしないこと。
- ・ 前方の安全を確認しながら進行すること。
- ・ 自転車には前照灯を備え付けること。
- ・ 夜間は前照灯を点灯すること。
- ・ 自転車の点検整備を行うこと。

[図\(7\) です。クリックして拡大してご覧ください](#)

以上代表的な裁判例を引用したが、同種事故形態であっても、交通事故発生の状況、要因、当事者の年齢等により過失割合が異なる判決もある。関心のある方は、

交通事故民事裁判例集

別冊 判例タイムズ No.15（民事交通訴訟における過失相殺率の認定基準）
等を活用いただきたい。

4 自転車事故に係わる補償と保険

交通事故は、加害者となっても被害者となっても悲劇である。自動車には、このような事態に対処するため、自動車損害賠償保険の加入の義務付けや任意保険の制度が確立されている。しかし、自転車には保険加入が義務付けられていないうえ、自転車利用者も保険に対する関心が薄い現状にある。

前述のように、加害者となった自転車利用者を相手に数千万円の損害賠償請求がなされたり、自転車利用者が死傷した場合でも過失相殺され十分な補償が得られないことがある。万が一のために、自転車利用者も保険に加入することが必要である。自転車の事故に関する保険としては、

- 自転車そのものに掛ける「TSマーク保険」「SGマーク保険」
- 自転車利用者が死傷した場合に支払われる「積立傷害保険」や「交通傷害保険」
- 自転車利用者本人の死傷に支払われるとともに、対人賠償責任の付いた「自転車専用保険」「自転車総合保険」

などがある。また、個人契約の生命保険や傷害保険などに対人賠償保険特約が付加されているものがある。この特約は、歩行者等第三者に損害を与えた場合に賠償されるので家族の加入している保険を確認しておくことをお勧めしたい。

終わりに

自転車は何ら資格を有せず誰でも乗れる便利なものであるが、一旦交通事故の当事者となると前述の裁判例のようにその責任を問われることになる。自転車を利用する際、交通ルールを遵守することが、事故防止につながることはもちろん、後日の損害賠償請求等補償問題に大きく影響することが理解いただけたと思う。

自転車を利用する方々も、そのことを十分に認識し、安全な利用に努めていただき、自転車に係る悲惨な事故一件でも減少することを願うものである。